

★ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（条例第四十四号）（税務課）

一 制定の要旨

地域再生法の一部が改正されたことに伴い、同法に規定する地方活力向上地域内において、特別償却設備を新設し、又は増設した事業者について、事業税及び不動産取得税の不均一課税を行うため、この条例を制定した。

二 施行期日等

平成二十七年十月十三日から施行し、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令第一条に規定する公示日以後に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた事業者について適用する。

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（財政課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）において採石法及び砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十七年十二月二十六日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法及び大気汚染防止法の一部が改正されたことに伴い、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税に関する規定を改正した。

1 不動産取得税

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の一（ただし、当該取得が特定都市再生緊急整備地域において行われた場合にあつては、価格から控除する額を当該不動産の価格の二分の一）の割合に相当する額とした。

2 自動車取得税及び自動車税

必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十七年十月十三日。ただし、一・二の改正は、大気汚染防止法の一部を改正する

法律の施行の日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加するもの

事 務	対 象 市 町
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務のうち、非常災害が発生した場合における一般廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理計画への定め又は変更の同意等	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

2 市町が処理する事務から削除するもの

事 務	対 象 市 町
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務のうち、保育所に係る認定の有効期間の設定等	広島市

3 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十七年十月十三日